こんにちは! 事務局です

《 理 事 会 報 告 》

●第7回理事会／平成30年1月13日（土）

Ⅰ協議事項
1. 平成30年度重点事業計画（案）について
2. 理事・委員会合同会議の開催（案）について
3. 平成30年度教育計画（案）について
4. 滋賀県看護協会のご案内の発刊について

Ⅱ報告事項
1. 公益社団法人認定法に基づく立入検査の結果について
2. 常務理事業務報告について

Ⅲその他
1. 平成31年度日本看護協会代議員数の変更について
2. 部落解放研究第25回滋賀県研修会の参加について

●第8回理事会／平成30年2月17日（土）

Ⅰ決議事項
1. 平成29年度補正予算（案）について
2. 平成30年度重点事業計画（案）について
3. 平成30年度事業計画案（定款事業）について
4. 平成30年度教育計画（案）について

Ⅱ協議事項
1. 平成29年度事業の進捗状況（重点事業・定款事業）について
2. 滋賀県看護協会設立70周年記念事業の企画について
3. 平成30年度総会（案）企画について

Ⅲ報告事項
1. 業務執行理事業務報告について
2. 平成29年度需要調査（病院・訪問看護ステーション）の結果について
3. 滋賀県看護協会案内パンフレットの印刷について

Ⅳその他
1. 看護学校等卒業式参列予定について

●第9回理事会／平成30年3月17日（土）

Ⅰ決議事項
1. 平成30年度通常総会提出議案について
2. 平成30年度総会プログラム（案）について
3. 度資金調達および設備投資の見込み（案）について
4. 平成30年度収支予算（案）について
5. 役員候補（推薦状況）について

Ⅱ協議事項
1. 看護功績賞・看護功労者知事表彰候補者の推薦（案）について
2. 平成30年度理事会の開催予定について
3. 平成30年度事務局執行体制（案）、重要職員の退職について

Ⅲ報告事項
1. 日本看護協会理事会について
2. 平成30年度重点事業（一部修正）について
3. 日本看護協会名誉会員・日本看護協会長表彰について

Ⅳ業務執行理事業務報告・会議等報告事項について

Ⅴ准看護師調査報告について

会員の声

▶他施設、病院への訪問インタビューの掲載を通して取り組みや想いを知ることができ、情報発信を楽しみにしています。（Y.M）

▶今年は久しぶりに看護学会に参加させて頂きました。在宅支援の輪が広がっていると感じました。（T.Y）

▶助産師出向支援事業の内容を読んで、助産師にも出向という取り組みがあるのだなと知りました。（N.Y）

▶助産師出向支援事業の内容を知り勉強になった。協会で新しい取り組みを始められるのは大変嬉しい。今後も協会の活動や事業にも注目していきたい。（F.Y）

編集後記

春爛漫の好季節となりました。年度も変わり、みなさまの生活やお仕事も気持ち新たにスタートされていることと思います。今回の一番星は特定行為研修制度にスポットをあてさせていただきました。特定行為看護師の必要性、素晴らしさを知っていただけたでしょうか？ より看護の力を地域に向けられるよう、特定行為看護師が増えていくことを願っています。（古川）

投稿大募集!!

「一番星見つけた！（輝いている人）」「表紙の写真」「会員の声（ご意見・ご感想）」に投稿をお待ちしています。とりあげて欲しい内容でもけっこうです。広報委員が取材に行きます。ふるってご応募ください。詳しくはホームページ「委員会からのお知らせ」をクリック！（次回発刊は7月中旬予定です）

広報紙「ナースレーク」

Nurse Lake

Vol.138
2018年4月

公益社団法人
滋賀県看護協会

表紙風景写真：彦根城にて（撮影：F.Nさん）

一番星☆見つけた！

彦根市立病院
北川 智美 さん
詳しくは4・5ページへ

CONTENTS

会長挨拶／Voice～これからの看護師に期待すること～……2
滋賀県看護学会のお知らせ……3
研修会報告（セカンドレベル研修を終えて）……3
一番星見つけた！
これからの在宅医療制度を支える特定行為研修制度 4～5
地区支部だより～活動報告～……6～7
WLBフォローアップワークショップ開催……8
看護師職能Ⅰ委員会報告……8
医療安全通信……9
ナースセンターだより／はたさぼ通信……10～11
こんにちは！ 事務局です／会員の声／編集後記……12

発 行 所●公益社団法人 滋賀県看護協会
発行責任者●会長 廣原惠子
〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目11番51号
TEL.077-564-6468 FAX.077-562-8998
http://shiga-kango.jp/
モバイルサイト
滋賀県看護協会 検索

滋賀県看護協会会員数（平成30年3月25日現在）

保健師/	333人	助 産 師/	263人	合計 8,244人
看護師/	7,430人	准看護師/	218人	

30年度開始にあたり

公益社団法人
滋賀県看護協会
会長 廣原 惠子

日頃は、看護協会の事業にご理解とご協力をありがとうございます。

会員の皆さまの各施設におかれましては、新人を始め新しく仲間になられた看護職員を迎えられ、新たな気持ちで30年度事業を開始されたことと思います。

この４月からは、第７次医療計画や介護保険事業計画等の開始、人生100年時代を見据え、地域包括ケアシステム推進等を基本方針にした診療報酬と介護報酬の同時改定等、まさに保健医療福祉界にとっては激動年度のスタートです。

滋賀県看護協会は、昨年度の事業評価を踏まえ、会員の皆さまのご支援やご協力を頂き、課題解決に向けた事業の取り組みを前進していきたいと思います。

会員の皆さまにおかれましては、各人の看護観を大切にされ、看護実践の核となる４つの力（ニードをとらえる力、ケアする力、協働する力、意思決定を支える力）を高め、あらゆる場で対象者（ケアの受け手）に笑顔と自立をもたらすぬくもりのある看護を届けていきましょう。30年度も共にがんばりましょう!!

平成30年４月

Voice ―― これからの看護職に期待すること

一般社団法人
滋賀県臨床工学技士会
会長 吉村 規子

平素は大変お世話になりありがとうございます。滋賀県臨床工学技士会を代表し、一言皆様へメッセージをお送りさせていただきます。

我々の持つ臨床工学技士の資格は、昭和63年に臨床工学技士法が制定され、誕生後約30年が経過しました。血液透析、体外循環などを専門的に行っていた時代から、現在は、循環器関連、呼吸療法関連、内視鏡、手術室、そしてME機器管理業務などが加わり、医師・看護師・その他の医療職の方々と共に働く機会が増えました。

医療の世界は、様々な職種が協働する場面を多く見受けます。職種背景が異なることに配慮し、それぞれの職種としての役割・知識・意見・価値観を伝え合うことができるという職種間コミュニケーション能力を磨き、多職種連携（IPW）の実現に向けて取り組んでいく形が理想形であると思われます。そして、その中心となっていただける職種は、最前線で働いてくださる看護職の皆様ではないかと考えます。

また2025年に迫る地域包括ケアシステムの構築においても医療・介護・生活支援など皆様のご活躍の場は広範囲にわたることでしょう。同じ医療の現場で働く一員として皆様の益々のご活躍を心よりご祈念申し上げます。

看護学会委員会

第23回 滋賀県看護学会

「くらし」と共におりなす 地域包括ケア

～being 看護の繁栄～

演題を募集します!

●日時：平成30年12月12日（水）●場所：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

演題募集締切：平成30年5月25日（金）17:00必着

※詳細はホームページ、教育冊子p.55～56を参照

講習会・研修会 報告

平成29年度 セカンドレベル研修を終えて

済生会滋賀県病院 瀬村 直美

平成29年度認定管理者教育課程セカンドレベルに、滋賀・京都・奈良の三県より42名が参加し12月20日全員揃って閉講式を迎えることができました。

私は看護管理をはじめて４年目になりました。日々の業務に追われ、管理者としての役割や何をするべきなのか悩み、自分自身の力不足を感じたため、セカンドレベルを受講しました。

セカンドレベルでは、参加型の講義も多く、特にグループワークでの、意見交換はとても活発で、役割分担もスムーズで驚きました。また、多施設の素敵な方々との意見交換では、参考になる話をたくさん聞くことができ、同じ悩みを共感できた充実した研修でした。

他施設での管理実習は緊張しましたが、とても新鮮な気持ちで臨めました。そのなかで他施設のいいところを知り、自施設のいいところを再認識することができました。

私は看護管理実践計画の立案がなかなかできないでいましたが、支援講師の方のアドバイスやグループの皆さんの支えもあり、何とか実践計画を発表することができました。

今回の研修で、社会情勢や医療の動向を見据えた取り組みが必要であること、人材育成が重要であること、自部署の組織分析を行うことで問題点を明確にし、対策を立て改善していくことなど、多くの学びがありました。松村先生の講義以降「死ぬこと以外はかすりキズ」いつしかこのフレーズが、受講生の合い言葉となり、最後まで頑張ることができたのではないでしょうか。

今回の研修で共に学んだ受講生との出会いを大切に、これからも管理者として成長していきたいと思います。研修でお世話になった滋賀県看護協会の皆様、講師の先生方、支援講師の皆様、また、快く研修に送り出してくださった自施設の看護部の方々に心より感謝いたします。

一番星☆見つけた！

これからの在宅医療を支える 特定行為研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくために、安心で安全かつ効果的な医療・看護を効率的に提供することがさらに求められます。チーム医療を推進し、看護師がその役割をさらに発揮するため、2014年の保健師助産師看護師法の改正により「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設、2015年10月から研修制度が開始されました。今回、この研修制度の試行事業から携わった全国18名の中、滋賀県初、特定行為研修を修了された彦根市立病院 看護副部長 北川智美さんにお話を聞かせていただきました。

特定看護師 中村さん（右）とともに

Q 特定看護師になったきっかけは？

2005年に皮膚・排泄ケア認定看護師を取得し、後継者も増えた中で自分がキャリアアップし、役割を変えていかなければならないと思った時に日本看護協会から依頼が来ました。保健師助産師看護師法が大きく変わるこの事業で自分が関われることに魅力を感じ、参加しようと思いました。

・・・

Q 特定看護師の魅力は？

在宅で療養されていると、寝たきりで褥瘡ができておられる患者さんもおられます。褥瘡が悪化してくると、今まではサービスを使って車いすでなんとか来院してもらったり医師に往診を依頼していましたが、なかなかすぐに医療を提供することが出来ませんでした。しかし、特定看護師が訪問することで、手順書に基づき壊死組織の除去など特定行為を行え、すぐに医療を提供することができます。寝たきりの患者さんでは胃ろうカテーテルの交換も病院に来てもらうだけでも大変なことですが、特定看護師が訪問することでバルーン型の胃ろうであればすぐに交換することができます。特定看護師が地域に出向き在宅で特定行為を受けることで救われる患者さん、地域で生きるという希望をかなえられる患者さんが増えてきます。

自宅での創傷管理

実習風景

・・・

Q 特定看護師になって１番のエピソードは？

以前、一人暮らしで在宅での看取りを希望された患者さんに出会うことができました。この方も褥瘡ができており、なかなか病院まで来られない患者さんでした。しかし、私が訪問してすぐに特定行為を行うことで、在宅で安心して寝られるとおっしゃっていただけました。この方は、最後まで在宅で治療を受けながら生涯を終えられることができました。

・・・

Q 北川さんの特定看護師として大事にしていることは？

特定看護師になってすぐの時、医師から「北川さんナートできるんだってね。」と期待をされました。私は医師の手助けをする役目ではなく看護師として必要なことをしているだけ。と思っています。することとしないことの線引きをしっかり行うことが大事であると思っています。

・・・

Q 特定看護師 北川智美さんの役割とは？

これからの看護師は医療のキーマンだと考えています。看護師が変わることで医療の質も変わります。今までは“たぶんこうだろうな”と思ってきたことが、エコーなど機器を使い可視化することで正確性が増し、質の良い看護や医療が提供できます。私自身は管理者でもあるので現場に出向くことは少ない状況でもあります。管理者としてこの先の若い看護師が医療のキーマンとなれるように道をつくっていかなければいけないと考えています。国は在宅医療等を支えていく特定行為研修修了者10万人以上の養成を目指しています。しかし、現在全国でも583人、滋賀県では７人が修了していますが、まだまだ少ない状況です。若い看護師に話し特定行為研修制度を広めていくことも大切ですが、研修を受けてきた看護師が働きやすい環境を提供できるよう管理者への指導も必要だと感じています。

特定行為研修とは？

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

特定行為とは？

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる下表の38行為です。

特定行為及び特定行為区分（38行為21区分）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理
	一時的ペースメーカリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥瘡（じょくそう）又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

《厚生労働省令第33号（平成27年3月13日）》

取材を通して…

実際にお話しを聞くことができ、北川さんのあふれる熱いパワーを感じました。これからの在宅医療を支える特定行為看護師は、病院の役割だけでなく、施設や地域、職種も超えた架け橋であり、大事な役割だと感じました。（坂本・古川）

第１地区支部／支部長 小寺 利美

大津区域の高齢化率は、現在25.1％であり2025年には28.5％と予測されています。このような状況の中、医療機関の在院日数短縮が進み、在宅で過ごす患者や家族の不安は大きくなる一方です。

そこで、第１地区支部は、「患者・家族が在宅で安心して過ごすために」をキーワードとし、看護職各々が自らの役割を認識し、自律して活動できるよう、研修会などを実施しております。平成29年度は、行政保健師、訪問看護師、薬剤師、診療所医師等による研修会や専門看護師・認定看護師などによる他施設への出前講座を実施しました。このような活動を通して、看護職の “多分野連携” および “多職種連携” を図り、患者・家族が安心して療養生活が送れる環境づくりに取り組んでおります。

また、地域との交流として、10月15日に浜大津 明日都で『おおつ健康フェスティバル』に参加し、救急蘇生法やAED作動の体験を実施しました。130名の一般市民の方々が参加し、大変盛況に終えることができました。

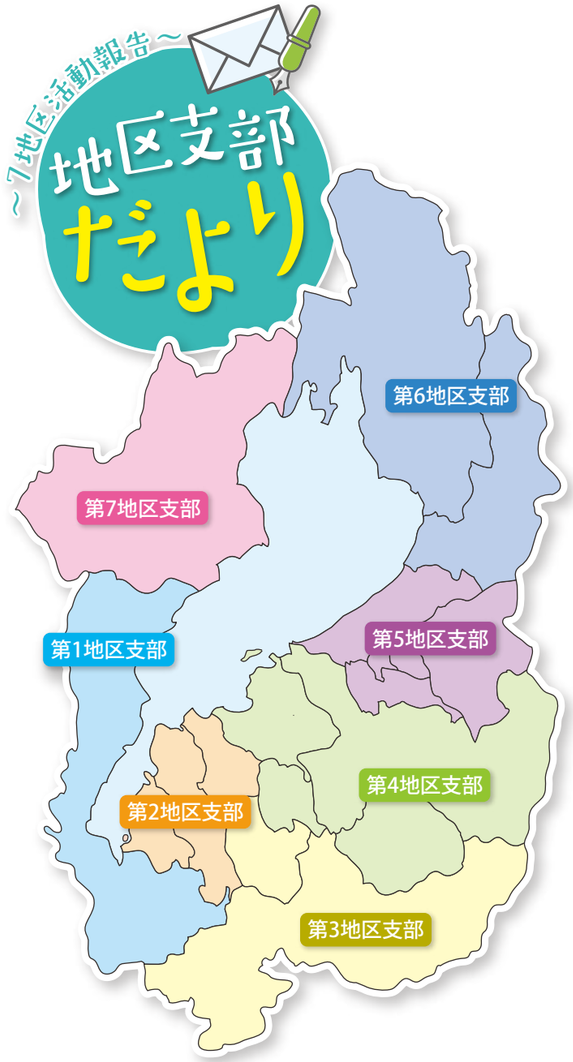

第２地区支部／支部長 西田 浩美

第２地区支部では平成29年12月２日（土）滋賀県立総合病院新館４階講堂で野洲病院 中井恭子先生を講師に迎えリフレッシュ研修「健康ヨーガ」を開催いたしました。

18名の参加者が、２グループに分かれカードゲームで和んだ後、ヨーガ体操を行いました。日頃の疲れがゆっくりほぐれていくように感じました。

終了後には「身体がぽかぽかした」「気持ちよくリラックスできた」「参加して癒やされる研修をもっと企画して欲しい」などの声をいただき、充実した楽しい時間を過ごすことができました。

第３地区支部／支部長 井原 憲子

甲賀圏域で働く看護職が、研修会などで情報交換しながら共に学び合える機会を持ち、顔の見える関係にできる地区支部活動を目指して以下の事に取り組みました。

社会のニーズに対応した看護実践能力を高めるため、地域の関係団体と共催で６回の研修会を開催しました。その人がその人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、医療福祉関係者がそれぞれの立場から情報を共有し、連携強化を図りました。また、地域の健康推進委員さん等と「自分の体を知ろう」をテーマに健康セミナーを開催し、地域の方とも連携する事が出来ました。

看護職が安心して働き続けられる職場環境づくりとして、のび体操の体験研修や医療勤務環境改善支援センターの社会労務士による労務管理についての研修会を開催しました。肩こりや腰痛予防などの身体ケアと労働者として知っておくべき関連法令を学ぶことができました。

第４地区支部／支部長 白井 直美

第４地区支部では、平成29年度活動方針として地域を支える看護職の定着と、看看連携推進に取り組んできました。看護実践能力の強化として、定期集会後に「苦情のない患者の対応をめざして」をテーマに倫理・コミュニケーションについての研修を行いました。

10月には、卒後２～３年目の看護師を対象に「今だから話せる悩みや不安」をテーマに精神看護専門看護師を講師に迎え、リフレッシュ研修を行いました。12月は、「町の保健室」として東近江市健康フェアに参加し、ハンドマッサージや感染対策としての手指消毒や正しいマスクの装着指導など161名の住民と交流しました。２月には地域包括ケアシステム推進に向けた顔の見える関係づくりとして、看護職交流会を開催しました。51名が参加しラダー別に分かれ、事例を通して活発な意見交換を行い、それぞれの立場でフィードバックすることができました。

今後も、「看護の力で東近江を元気に!」を合言葉に活動し、看看連携推進にむけたネットワークづくりに邁進します。

第５地区支部／支部長 橋本 逸子

第５地区支部は、12月現在で867人の会員を抱え、病院に勤務する看護師をはじめ、圏域内に２校ある大学などの教育現場、地域医療に従事する看護師など広い範囲で会員が活躍されています。

湖東医療圏の高齢化率は23.8％と県平均の25.3％に比べると低いほうですが、１市４町ある中の２つの町においては既に30％を超えており、なかでも高齢化率が最も高い34.2％の町は、滋賀県内でも１位となっています。このような背景から、高齢者及び認知症者を地域で支えることを第５地区支部のスローガンに掲げ、H28年から２年かけ関連する研修や検討会を住民や介護職も巻き込み開催してきました。

そこで見えてきた課題は、病病連携ではなくやはり地域との連携でした。特に地域医療の大きな担い手である診療所などに勤務する看護職は認知症者を地域で支えるきっかけ作りには欠かせない役割があります。第５地区支部では、来年度以降、診療所に従事する看護職に支援チームの一員としてともに活躍してもらえるよう活動を計画しています。

第６地区支部／支部長 西嶋 道子

第６地区支部では、滋賀県看護協会の重点事業１の「看護実践能力の強化」として、２ヶ月に１回奇数月に多職種が集まり事例検討会を実施しています。様々な意見交換を行い、相互の理解と連携を図ると共に、各職種の働きや役割を再認識でき、顔の見える関係作りができるよい機会になっています。

重点事業３の「地域包括ケアを支える看護の機能強化」では、出前講座や長浜バイオ大学での「健康フェスティバル」に参加しています。出前講座は、地域の方を対象に認定看護師に「誤嚥性肺炎の予防について～健康寿命を延ばそう～」というテーマで講演をして頂きました。健康フェスティバルでは、まちの保健室として、手洗いチェッカーを使用して正しい手洗いの指導やマスクのつけ方について実施しました。また、看護師の仕事に興味を持って頂けるように看護師の紹介のDVD放映も行いました。317名の参加があり盛況でした。事例検討会や健康フェスティバル（５月20日）への参加をお待ちしています。

第７地区支部／支部長 武内 美英子

第７地区支部は平成29年度「地域包括ケアシステムを支える看護職として、それぞれの活動場所で求められる看護職の役割が発揮できるように推進する」を活動方針として、年度の初めに、京都看護大学の豊田先生から「地域包括ケア時代を支える看護とは」のテーマでご講演をしていただきました。学びを深めるためにも、多職種と合同して事例検討会を２回行い、グループワークにより更にそれぞれの職種の理解や看護職の役割を認識していきました。地域で、まちの保健室や福祉まつりへの参加などの看護協会活動を行うことで、住民の方々に地域での看護を知っていただき、身近な存在として感じていただきました。平成30年度は地域包括ケア推進に向け、多職種と協働しながら、つなぐ・つなげる・つながる看護を展開しながら地域を支えていく活動をしていきたいと考えています。

労働環境改善委員会 ／ 写真提供：ナースセンター

| 平成29年度 |

WLBフォローアップワークショップ

●開催日時：平成30年1月25日　●会場：滋賀県看護研修センター
●ワークショップ参加者数：60名（取組み5施設）

1年目 公立甲賀病院
自施設の取り組みに対してアドバイスや評価を得ることによって、今後実態調査など取り組むことができる。

2年目 地域医療機能推進機構 滋賀病院
WLB推進の取り組みが、看護管理者やスタッフのモチベーション、職場環境、病院の機能を改善するためにまた自施設の理念に沿った看護を提供するために必要なことであると気づくことができた。WLB推進を意図的に取り組む素晴らしさを実感している。

2年目 南草津病院
WLB推進メンバーに総務課長も加わり、休暇取得制度を変えるなどのことを実行することができ、目に見える変化があった。

3年目 近江温泉病院
取り組む課題が抽出され、継続的に取り組むことができた。他の施設も取り組むことを推奨します。

3年目 今津病院
ワークショップに参加することにより、自施設の色々な面における数値化が可能となり、問題点を焦点化できた。それに対する取り組みが具体的なものとなり、改善・変革することができた。

夜勤・交代制勤務の「夜勤編成の基準」

～ 導入施設への聞き取り調査報告 ～

《 12時間夜勤の導入施設からのアドバイス 》

●12時間夜勤を「導入できたらいい」ではなく「必ず導入しなければならない」という気持ちで取り組む。
●師長の意識をアップし、トップダウンで推進する。問題点はボトムアップし解決していく。
●導入にあたって、業務改善をはじめどうすれば良いか？を考え検討し実施する。
●問題発生は想定内と考える（不満が出たからといって導入をやめない）
　問題発生した時は無理やりすすめない。
●12時間夜勤導入は、管理課を巻き込み事務の力を用いることが大切である。

思いきって
やってみましょう！

委員会活動報告

看護師職能委員会Ⅰ（病院領域）

看護師職能Ⅰ 委員長
小森　久美子

あらためまして、看護師職能委員会Ⅰメンバー8名です。担当理事のご支援のもとに活動を展開しています。今年度は看護師の役割について看護補助者活用を通した検討、外来看護における在宅療養支援、JNAラダー活用にむけての3本柱で、課題を抽出し毎月検討してきました。患者の病態・生活を理解し、その貴重な情報をチーム医療の中で有効化できる看護専門職としての役割を重視し、集約した情報を発信していきたいと思います。

さて、2月24日に行いました看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同の交流集会には、たくさんの参加を頂きありがとうございました。講演後のグループワークでは自施設のクリニカルラダーを活性化しようと熱心に討議いただき、皆さんの情熱がひしひしと伝わってきました。次年度もニーズに合った交流集会を企画したいと思いますので、楽しみにしていて下さい。

さて毎月の委員会の雰囲気は…といいますと、「時間を有効につかう」「学び、根拠をもって活動する」をモットーにしており、活発に意見交換が進みます。ひとたび休憩になると平昌オリンピックでは「羽生さ～ん♡」と声が飛び交い、好き勝手な自論が始まる笑える集団な感じです。委員長はこんなメンバーに助けられています＾＾

皆さん、これからもよろしくお願いいたします。

医療安全通信

医療安全推進委員会 vol.31

あなたの施設で人工呼吸器の事故は発生していませんか？
人工呼吸器に関する事故は**患者さんの生命**にかかわります。
自施設での取り組みを見直してみましょう！

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ事故

人工呼吸器を「スタンバイ」の状態で患者に装着し換気を開始しなかった事例が発生しています。

《 事例① 》

CT検査のため人工呼吸器からジャクソンリースに変更した際に、担当医は人工呼吸器をスタンバイの状態にした。帰室後、他の医師、看護師は患者に人工呼吸器を装着したが、スタンバイの状態になっていることに気付かなかった。約４分後、患者は心肺停止になった。

人工呼吸器装着後の確認の一例

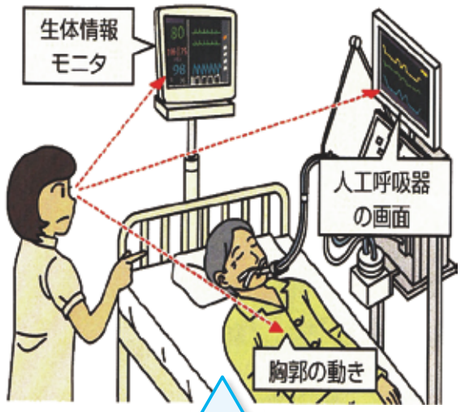

《 事例② 》

医師と看護師で人工呼吸器をスタンバイの状態にして気管吸引を行った後、人工呼吸器を装着した。その際、医師、看護師共に相手がスタンバイの状態を解除したと思い、人工呼吸器が作動しているか確認しなかった。約10分後、患者は徐脈、低血圧になった。昇圧剤の投与中に人工呼吸器がスタンバイの状態になっていることに気付いた。

人工呼吸器装着後は、胸郭の動きや人工呼吸器の画面を見て換気されていることを確認する。
気管吸引時には、人工呼吸器をスタンバイの状態にしない。

人工呼吸器使用時は異常をとらえて警報が作動する生体情報モニターとしてパルスオキシメータやカプノメータを使用しましょう

医療安全相談窓口

●受付時間：９時30分～16時（平日のみ）
●場　　所：滋賀県看護研修センター内 TEL.077-564-6468 / FAX.077-562-8998
●担　　当：看護協会長・常務理事・医療安全推進委員（適宜）
●方　　法：電話相談・来訪相談・FAX相談

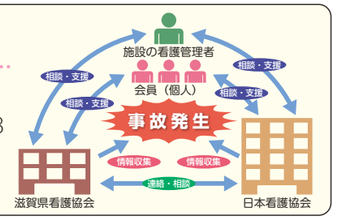

ナースセンターだより

滋賀県ナースセンターでは、県内の医療機関、在宅、介護、福祉施設等で働く看護職員確保・定着に向け「無料職業紹介所」を開設し、就業や求人の相談に親身になって対応しています。ナースセンター、彦根サテライト、県内8ヵ所の出張相談窓口への来所はもちろんのこと、電話・メールでの相談もお待ちしています。

また、2018年は、診療･介護報酬同時改定により、地域包括ケアシステムが各面で取り上げられ、多くの看護職が地域や生活の場で活躍されることに期待がかかっています。滋賀県ナースセンターでは、病院だけでなく、訪問看護ステーションや介護、福祉施設で働く看護職の確保･定着のための復職支援研修も行っています。是非ご活用ください。

看護フェア2018 開催します

平成30年5月12日 10:30▼14:30

A・SQUARE SARA南館中央イベント広場［草津駅西口から徒歩3分］

- 各種コーナーあります
- どなたでも参加頂けます
- 参加無料、出入自由です

是非、ご参加下さい！

リスタートナースサポート研修 予定です

現在未就業で訪問看護ステーションや介護福祉施設に就業を希望される方におすすめの研修です。
（講義6日間、実習3日間）
5月、9月、1月に開催予定です。

再就職支援講習会 予定です

現在未就業で、医療施設に就職希望の方向けの研修です。
（講義4日間、実習2日間）
9月頃開催予定です。

看護職就職説明会 予定です

8月7日（13:00～15:30）滋賀県立文化産業交流会館（米原駅から徒歩10分）で看護職就職説明会を開催予定です。参加無料・託児無料・出入自由です。是非ご参加下さい。

看護職就職フェア 開催しました

2月21日クサツエストピアホテルで看護職就職フェアを開催しました。求人70施設、求職者148名が参加されました。今年度も1～2月頃に開催予定です。

看護学校進学説明会 予定です

7月28日滋賀県立男女共同参画センター「Gネットしが」（近江八幡駅から徒歩20分）で看護学校進学説明会を開催予定です。看護学校へ進学を希望される中・高校生や社会人の方の参加をお待ちしております。

高校生一日看護体験 予定です

7月末頃県内の高校生の方に県内の各病院で、看護師のお仕事を体験して頂きます。滋賀県の各高等学校へご案内をお送り致します。

看護学生就業ガイダンス・交流会 新

今年度新しい企画です。詳細が決まり次第県内各看護学校へご案内をお送りする予定です。

※詳細は随時ホームページに掲載していきます。

職業安定法の改正による登録内容の変更等について

職業安定法改正の施行（2018年１月１日）に基づき、eナースセンターのシステムが2017年12月７日より一部変更になりました。登録の際はご協力をお願い致します。

《 主な変更点 》

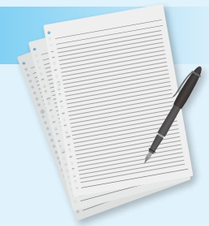

■求人票及び求職票の一部内容変更または追加
求人票（雇用形態、試用期間、勤務形態、固定残業代、選考方法等）
求職票（勤務形態等）

■早期離職状況の登録機能を追加
2018年４月１日以降に常勤で就業する就業者について、６ヶ月以内の離職または６ヵ月後の就業状況を登録する機能を追加しました。（採用６ヶ月後の就業状況をご登録下さい）

■求人応募を行った際の求人票表示／印刷
求人応募が登録された際の求人票をコンタクト履歴画面より表示／印刷する機能を追加しました。使用者が労働者を求める場合、および採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示することが義務づけられています。

※登録についての詳細はeナースセンターのホームページ、職業安定法等についての詳細は厚生労働省のホームページをご覧下さい。

SHIGA! はたさぽ通信

就業コーディネーター｜古川 純子

みなさん、こんにちは。新年度に入り、それぞれの職場で新しい仲間とともに、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。また、部署異動等で新たな業務に就かれた方、新たな役割を担われる方、みなさまのご活躍をお祈りいたします。

今回は、昨年57病院を訪問し、お聞かせいただいた「**セカンドキャリア支援体制と活躍状況**」についてご紹介します。

定年年齢	60歳定年（46施設）、62歳定年（３施設）、65歳定年（８施設）
定年後の雇用形態	嘱託・再任用（47施設）、非常勤（８施設）、採用なし（２施設）
更新期間	殆どの施設が１年更新。半年更新、65歳まで自動延長その後１年更新の施設あり
勤務時間	殆どの施設がフルタイム。週３または週４、週３・４・５を選択、半日週５、8:30～15:30または8:30～16:30週５の施設あり
夜勤の有無	夜勤必須、夜勤希望者、夜勤回数考慮、夜勤なし
給与体系	嘱託・再任用賃金体系（53施設）、現行通り（４施設） 殆どの施設が現行より少し低く設定。８割支給、半額支給、初任給の施設あり
活躍の場	病棟、外来、腎センター、入退院支援センター、健診センター等
活躍の実際	病棟での入浴介助、見守り、検温等（80歳看護師）、夜勤専従（70歳看護師）、採血業務（78歳看護師）※患者から今まで一度も苦情を受けたことが無い高い技術
セカンドキャリアの受け入れ	殆どの施設が、同病院で継続雇用。60歳定年後、他施設からの受入れ施設あり

お問合せ先 **滋賀県ナースセンター**
★詳細はホームページをご覧ください。http://shiga-kango.jp/
Tel.077-564-9494（彦根サテライト Tel.0749-30-1235）／ E-mail: nurse-center@shiga-kango.jp